

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例(ビルドアップ茅ヶ崎2nd)

立地支援

【対象地域】

- 1) 工業系地域(工業地域、工業専用地域及び準工業地域)
- 2) 一般地域(工業系地域以外の地域)

【対象業種】

- 1) 工業系地域：(大分類)製造業、情報通信業、運輸業、郵便業
(中分類)学術・開発研究機関、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業
- 2) 一般地域：(大分類)情報通信業
(中分類)郵便業(信書便事業を含む)、学術・開発研究機関、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業

【投下資本額】

企業等が、市内に事業所を新築、取得、増築、賃借又は拡張して事業を開始する際に投じた資本額が、

1. 大企業：①1億円以上 又は ②3億円以上
2. 中小企業：①2,000万円以上 又は ②5,000万円以上

【支援内容】

1. 大企業の場合、固定資産税と都市計画税を通常の1/3課税(固定資産税[1.4/100→0.47/100]、都市計画税[0.3/100→0.1/100])
2. 中小企業の場合、固定資産税と都市計画税を通常の1/4課税(固定資産税[1.4/100→0.35/100]、都市計画税[0.3/100→0.075/100])

(※)さがみロボット産業特区に関連すると認められるロボット関連事業の場合は、課税免除

【適用期間】

1. 大企業、2. 中小企業ともに、投下資本額が①の場合5年間、②の場合7年間

設備投資支援

【対象地域】

全ての地域

【対象業種】

立地支援の工業系地域と同様

【投下資本額】

市内の企業等が、事業の維持・拡大のために導入した設備(※)の一品あたりの取得価額が、大企業5,000万円以上、中小企業500万円以上
(※)設備には、太陽光発電、雨水貯留、騒音振動対策など、事業所の良好な環境整備に関係するものも含む。

【支援内容】

固定資産税を通常の1/3課税(固定資産税[1.4/100→0.47/100])

【適用期間】

5年間

地域貢献支援

【対象地域】

全ての地域

【対象業種】

全ての業種

【設備・施設基準】

市内の企業等が

1. 事業所内保育施設を設置
(※)規則で定める事業所内保育施設設置基準も満たすことが必要
2. 特例子会社の認定を取得

【支援内容】

取得した償却資産に係る固定資産税を課税免除

【適用期間】

5年間

立地支援+地域貢献支援

【適用要件】

企業等が、茅ヶ崎市内に新たに事業所を立地(家屋を新築、取得、増築、賃借、又は拡張)して事業を開始する場合で、事業所に地域貢献支援の対象となる要件を併せて1つでも満たす場合

【支援内容】

取得した固定資産に係る固定資産税と都市計画税を課税免除

【適用期間】

立地支援の適用期間を2年間延長(最大9年間)

問合せ

茅ヶ崎市経済部産業振興課 (0467)82-1111(内線2391~2)